

## 4.自然との共生

### (1) 多自然川づくり

平成9年に河川法が改正され、河川環境の整備と保全が河川法の明確な目的として位置付けられました。次世代に恵み豊かな河川を引き継ぐため、生物の良好な生息・育成環境に配慮し、美しい自然景観を保全及び創出するための「多自然川づくり」を積極的に推進しています。

瀬や淵、河畔林の保全、工事後早期に河川環境の復元がなされるよう、植生の回復が可能な護岸材の採用、魚類等の生息場所となっているみお筋の復元等に取り組んでいます。

#### 内川（松山市）



緩傾斜護岸（3割勾配）を採用し、覆土には現地発生土を使用。現地の植生状況と、早期の植生回復に配慮。

#### 浅川（今治市）



平常時の水量が少ないため、低水路（みお筋）を設置し、魚類等の生息空間を確保。

#### 宮前川（松山市）



巨石を不規則に配置し、瀬・淵の形成を促し生物の生息空間を創出。

#### 肱川（大洲市）



生物の良好な生息・生育環境である河畔林を保全した計画の策定。